

「定款」の一部改正（案）について

2024年5月20日

（下線部分変更）

改正案	現 行
<p>（定義）</p> <p>第3条 この定款において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 金サ法 <u>金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律</u>（平成12年法律第101号）をいう。</p> <p>(2) 金融サービス仲介業 金サ法第11条第1項に規定する金融サービス仲介業をいう。</p> <p style="text-align: center;">（削 る）</p> <p>（会員の構成）</p> <p>第7条 本協会の会員は、次の各号の種別とし、会員となることができる者は、当該各号に掲げる者とする。</p> <p>(1) 正会員 <u>金サ法第11条第6項に規定する金融サービス仲介業者</u></p>	<p>（定義）</p> <p>第3条 この定款において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 金サ法 <u>金融サービスの提供に関する法律</u>（平成12年法律第101号）をいう。</p> <p>(2) 金融サービス仲介業 金サ法第11条第1項に規定する金融サービス仲介業をいう。</p> <p>(3) <u>正会員</u> <u>第7条第1項第1号に定める本協会の正会員をいう。</u></p> <p>（会員の構成）</p> <p>第7条 本協会の会員は、次の各号の種別とし、会員となることができる者は、当該各号に掲げる者とする。</p> <p>(1) 正会員 <u>以下のア又はイに定めるものをいう。</u> <u>ア 金融サービス仲介業を行う事業者（第一種正会員資格者）</u> <u>イ 金融サービス仲介業を行うことを目的として準備を行う事業者（第二種正会員資格者）</u></p>

(2) 金融機関会員

本協会の目的に賛同しその事業を賛助する、預金取扱等金融機関（金サ法第 11 条第 2 項第 1 号に掲げる者をいう。）、貸金業者、金融商品取引業者、保険会社、少額短期保険業者

(3) 賛助会員

本協会の目的に賛同しその事業を賛助する者（前 2 号に定めるものを除く。）

(4) 特別会員

理事会が定める基準に合致する者

2 前項第 1 号に定める正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）に規定する社員とする。

(基金)

第 43 条 本協会は、理事会の決議により、一般法人法第 131 条に規定する基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2 拠出された基金は、本協会が解散するまで返還しない。

3 基金の返還の手続については、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

(削 る)

(2) (同 左)

(3) (同 左)

(4) (同 左)

2 (同 左)

(基金)

第 43 条 本協会は、理事会の決議により、一般法人法第 131 条に規定する基金を引き受ける者（以下「拠出者」という。）の募集をすることができる。

(新 設) ※ 現行第 44 条 2 項

(新 設) ※ 現行第 44 条 3 項

(基金の拠出者の権利)

第 44 条 本協会は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2 拠出された基金は、本協会が解散するまで返還しない。

第 44 条（事業年度）～ 第 53 条（定款等の解釈）

附 則

この改正は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。

3 基金の返還の手続については、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

第 45 条（事業年度）～ 第 54 条（定款等の解釈）